

## エステティシャン試験制度認証 申請受理規程

当機構が定めた「エステティシャン試験制度に対する認証基準」（以下、「認証基準」という。）に基づいて、以下のとおり申請受理規程を定める。

（申請書類）

第1条 エステティシャン試験制度に対する認証申請をおこなう機関（以下、「申請機関」という。）は、認証基準に基づき、当機構に対し、以下の書類を提出する。

1. 申請書（申請様式 001）
2. 申請機関の登記簿謄本（但し、登記簿謄本がない場合は代表者の住民票）
3. 申請機関の印鑑証明書（但し、印鑑証明書がない場合は代表者の印鑑証明書）
4. 申請機関の定款
5. 申請機関の代表者、及び主たる運営者の経歴書（申請様式 002）
6. 申請機関の試験制度管理運営責任者（以下管理運営責任者）の経歴書（申請様式 003）
7. 誓約書（申請様式 004）
8. エステティシャン試験制度概要調査票（申請様式 005）
9. その他必要に応じて関係する書類を求めることがある。

（代表者・管理運営責任者の欠格事項）

第2条 申請機関の代表者及び管理運営責任者は、以下の各項に該当しないこと。

1. 申請日の過去 5 年以内に、解散又は破産した法人の代表者。（民事再生法・会社更生法・特別清算適用会社を含む）
2. 現在、破産している者、または民事再生法等の適用を受けている者。
3. 現在、補助、補佐及び後見の宣告を受けている者。
4. 申請日の過去 5 年以内に、その他事業の運営に関わり行政処分・違法行為のあった法人の代表者または個人。

（申請受理）

第3条 当機構が行う本事業の申請受理は、申請機関が当機構に提出した必要書類に不備がなく、且つ、当機構が指定する期日までに申請時納入費が当機構指定の銀行口座に入金されたことをもって成立する。

以上